

総社市告示第85号

令和6年度総社市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事業実施要綱を次のとおり定める。

令和6年6月14日

総社市長 片岡 聡 一

令和6年度総社市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「調整給付金」とは、この要綱の定めるところにより、市によって贈与される低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点において市に住所を有するもの（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1）アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点において国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

（2）アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割の額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを1万円に切り上げた額）とする。

（1）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

（2）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

- 2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。
- 3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5条 調整給付金の受給権者は、支給対象者とする。

（支給手続）

第6条 市は、支給対象者に対し、調整給付金支給確認書（以下「確認書」という。）を送付するものとする。

- 2 前項に規定する確認書の送付は、電子情報処理組織（総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成29年総社市条例第16号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。第8条第2項において同じ。）を使用して行うことができるものとする。

（受付開始日及び提出期限）

第7条 確認書の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 確認書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年10月31日までとする。

（提出及び支給の方式等）

第8条 支給対象者による確認書の提出及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

（1）口座振込方式 支給対象者が確認書を市に提出し、市が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2）現金受領方式 支給対象者が確認書を市に提出し、市が現金を交付することにより支給する方式

2 支給対象者は、前項第1号に規定する口座振込方式による場合に限り、電子情報処理組織を使用した確認書の提出を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による提出の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該提出を行う者の本人確認を行うものとする。

（代理による確認書の提出及び受給）

第9条 支給対象者に代わり、代理人として前条第1項の規定による確認書の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（1）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

（2）親族その他の平素から支給対象者の身の回りの世話をしている者等で、市長が特に認める者

2 代理人は、確認書を提出するときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出するものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めると等により、当該代理人の本人確認を行うものとする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された確認書を受領したときは、速やかに内容を審査の上、支給の可否を決定し、支給を決定した支給対象者に対し、調整給付金を支給するものとする。

（調整給付金の支給等に関する周知）

第11条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者及び支給の要件、支給の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第2項の提出期限までに確認書の提出が行われなかった場合は、当該支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書は取り下げられたものとみなす。

（不正利得の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った調整給付金の返還を求めるものとする。

2 市長は、調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求めるものとする。
(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。
(その他)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。